

議員提出議案第11号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月22日提出

提出者	鳥取市議会議員	伊藤幾子
	〃	岩永安子
	〃	荻野正己
	〃	金田靖典

鳥取市議会議長 山田延孝様

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

本年10月25日、人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、90日後の2021年1月22日に条約が発効することが事実となった。

75年前の8月、広島、長崎に原爆が投下され甚大な被害を受けた日本は、被爆者の方々を先頭に、核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶のための様々な働きかけを続けてきた。また、本市が加盟する平和首長会議も、一貫して核兵器廃絶と恒久平和を主要な目的として活動してきており、各国に対し、同条約に署名・批准をするよう訴えている。

本条約の実効性を高めるためには、核保有国及び同盟国をはじめ、多くの国がこの条約に参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論を進めることが重要となることから、唯一の戦争被爆国である日本政府には、核兵器禁止条約に参加し、核兵器のない世界の実現に向けた取組の先頭に立つことが求められる。

よって、本市議会は、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界を実現するため、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名し、批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣